

「はい、こちら企業の労働110番です」。お電話は、ある製造業の総務・人事担当の取締役の方でした。

「当社では、始業時間

しかし最近、それを守らない若い従業員が出てきたので注意したところ、「始業時間に遅れなければ問題ない」と反論されました。

そこでこの決まりを強制だと言つていいものかどうか、教えていただきたい」とのご質問でした。

着替えやラジオ体操といえども強制した場合、まではその行為の有無が人事考課に影響がある等、労働者にメリット・デメリットがある場合は、それに要する時間は労働時間となります。

労働時間となつた場合、1日の所定労働時間が8



今回の場合、着替えやラジオ体操を強制にすることで10分間が労働時間になり、1人につき月に3時間から4時間の残業手当が発生し、企業としては従業員の人数分の残業手当の支払いが必要になってきます。

この場合、強制ではなく「通勤着の汚れ防止のため、会社支給の作業着を着用することができます」です。

もうひとつ、作業着への着替えも強制になると、その時間も労働時間ととられますので注意が必要です。

また、同様に労働契約書や就業規則に決められている労働開始時間の就業開始時刻が変わってきてしまいます。

以上のことから、強制

また、タイムカードの打刻ができるだけ始業の直前、終業の直後によるよう併せてお勧めしました。

イラスト・木村武司

は業務を開始する時間と考えており、始業時間の10分前に出社し、作業着に着替えてラジオ体操をして、就業開始時間に仕事を開始するよう指導しております。

使用者の指揮命令下にある場合に、労働基準法（以下、労基法と記載）の労働時間の考え方では、使用者の指揮命令下にある時間を労働時間と言いますので、

労基法では、残業手当の端数処理は日々についてまるめることができます。1ヶ月分の端数（分数）を集計し、1時

労働時間をもっと詳しく!

(当協会事業のご案内)

【講習会】

『労働時間管理研修』

令和6年9月11日

9:30~16:30開催

(労働実務専門講座 就業管理

コース DVD受講対応)

問合先 ☎ 052-961-1666

【無料労働相談ダイヤル】
会員事業場専用

『企業の労働110番』

☎ 052-961-7110

メール roudou110
@meihokurouki.or.jp

こちら企業の労働110番です

濱野社会保険労務士事務所所長
ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員

社会保険労務士 濱野 雄司

作業着への着替え・ラジオい 体操の時間の取扱い

強制的に
10分早く出勤させ、遅れた場合に義務違反として懲戒等の不利益処分がなされる場合には、当然として

使用者の指揮命令下にあると判断されます。

労働基準法（以下、労基法と記載）の労働時間の考え方では、使用者の指揮命令下にある時間を